五　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所（企業の調査事業所のうちイからハまでに掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所にあっては指定地域内にあるものに限る。） イ　調査用名簿に記載されていないもの	総務大臣及び経済産業大臣			
ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定企業の調査事業所でないこと。		五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。		五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。
ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定企業の調査事業所であること。	総務大臣及び経済産業大臣			
ニ　次に掲げる全ての要件に該当するもの (1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 (2)　指定企業の調査事業所であること。				

第十条第二項中「総務大臣及び経済産業大臣の定める地域」を「積雪地域」に改める。

第十二条第一項の表一の項第四欄中「、及び」を「、」に、「応ずること」を「応じ、及び調査員の質問に答えること」に、「総務大臣及び経済産業大臣が定める地域」を「積雪地域」に改め、同表五の項第三欄中「企業」の下に「、外国の法人又は法人以外の団体」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月六日

財務大臣　安住　淳

民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令

民間給与実態統計調査規則（昭和三十年大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「による報告」を「の提出」に改め、同条中「調査票」の下に「の提出」を、「フレキシブルディスク等」の下に「の提出」を加える。

第八条の四の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による提出）

第八条の五　第八条第一項に規定する調査票の提出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条の規定に基づき、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してこれを行うことができる。

2　前項の規定により提出する場合は、国税局長より通知された識別符号及び暗証符号を入力し、国税庁の使用に係る電子計算機より取得した入出力用プログラムを使用し第五条各号に掲げる事項を入力して送信する。

3　第一項の規定により提出をする場合は、次に掲げる技術的基準に適合する電子計算機を使用しなければならない。

一　国税庁の提供する入出力用プログラムを使用できる機能を有していること。

二　電子情報処理組織を使用できる機能を有していること。

4　第一項の規定により行われた提出は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税局長（第九条第二項の規定により国税庁長官が民間給与実態調査の調査票の回収及び審査に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合にあっては当該民間事業者）に到達したものとみなす。